

様式2 (第6項関係)

見 積 書

見積金額

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

ただし、コピー用紙の調達に係る見積金
上記のと同等品による応札は

住所

法人にあつては、

氏名

商号（屋号）を含む。

法人にあつては、

その名称及び代表者の氏名

印

第45回全国高等学校総合文化祭
和歌山県実行委員会会長 様

- 注) 1 見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記入すること。
2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
3 金額を訂正したものは、無効とすること。
4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。